原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄 (公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請いたします。

原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定に係る変更の内容及び変更の理由は、次のとおりである。なお、変更の内容等の詳細は、別表に示す。

1. 変更の内容

- (1) 安全・核セキュリティ統括部の組織改正に伴い、第1編(総則)を次のとおり変更する。
 - 1)「組織及び職務」に関する変更
 - ①本部組織の「安全・核セキュリティ統括部」を「安全・核セキュリティ統括本部」及びその下部組織の「安全管理部」として組織改正するため、第6条(組織)に係る記載を変更する。
 - ②「安全・核セキュリティ統括本部長」の職務を新設するため、第7条(職務)及び別表第3に係る記載を追加する。
 - ③「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため、第7条(職務)に係る記載を変更するとともに、記載の適正化を行う。 また、当該変更内容を第4条(定義)及び別表第3に反映する。
 - ④試験炉規則に基づく記録に係る記録責任者及び保存責任者について、「安全・ 核セキュリティ統括部長」から「安全管理部長」に変更するため、別表第6の 記載を変更する。
 - ⑤別図第1について、組織改正を反映した図に変更する。
 - 2) 上記1) の変更に伴う第17条(品質マネジメント計画) に関する変更
 - ①本部(監査プロセスを除く。)の管理責任者について、「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全・核セキュリティ統括本部担当理事」に変更するため、「5.5.2 管理責任者」の記載を変更する。
 - ②人的資源を含む資源の確保について、「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」の職務に変更するため、「6.1 資源の確保」及び「6.2.1 一般」の記載を変更する。
 - ③「安全・核セキュリティ統括部長」の業務プロセスを「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」に分担するため、図4.1の記載を変更する。
 - ④その他の「安全・核セキュリティ統括部長」の記載は「安全管理部長」に変更 する。

(2) 保安管理部の組織改正に伴う変更

「施設安全課長」の職務を「品質保証課長」に移管するため、第1編第7条(職務)、別表第3及び別図第1に係る記載を変更する。また、当該変更内容を第5編第52条(原子炉が計画外停止した場合等の措置)及び第7編第45条(原子炉が計画外停止した場合等の措置)に反映する。

2. 変更の理由

- (1) 安全・核セキュリティ統括部の組織改正に伴う変更 以下の理由により、安全・核セキュリティ統括部の組織改正を行うため、保安 規定を変更する。
 - 1)機構における安全、核セキュリティ、保障措置の業務については、これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきたが、機構全体の安全管理及び核セキュリティ管理の機能を向上させ、機構横断的なガバナンスの強化を図るため、安全・核セキュリティ統括部に代わり、機構経営の直轄機能を有する「安全・核セキュリティ統括本部」を新たに設置するとともに、その傘下に「安全管理部」及び「核セキュリティ管理部」の2部を置く体制とする。
 - 2)安全・核セキュリティ統括本部長を「安全・核セキュリティ統括本部担当理事」とすることにより、理事長を補佐して原子炉施設等の安全管理について機構横断的な活動を統理するとともに、原子炉施設等の安全管理に係る理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講じることができる体制を構築し、安全管理に関するガバナンス強化を図る。また、同統括本部長は、その職務を誠実に遂行することを明確にする。
 - 3) 安全・核セキュリティ統括本部担当理事を「本部(監査プロセスを除く。) の 管理責任者」とすることにより、品質マネジメント活動に関する内部統制の強化 を図る。
 - 4) これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきた業務のうち、安全管理に係る業務については安全管理部、核セキュリティ・保障措置に係る業務については核セキュリティ管理部が実施する体制とし、従来の業務をもれなく両部に移管するとともに、両部長が専属でそれぞれの業務を管理することにより、機能強化を図る。
 - 5) 安全管理部においては、これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきた 原子炉施設における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内 の総合調整の業務等を行う。
 - 6)核セキュリティ管理部においては、核セキュリティ及び保障措置の各活動に関して、これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきた機構内の核セキュリティ管理に係る業務の総合調整、指導及び支援業務、機構全体に対するアセスメント(内部監査に相当)並びに各種委員会の事務局に関する業務を行う。ただし、核セキュリティ管理部は、原子炉施設の保安に関与しないため、保安規定上の保安活動組織に含めない。

(2) 保安管理部の組織改正に伴う変更

品質保証課と施設安全課を統合して品質保証課とすることにより、研究所における関係法令及び規定の遵守、原子炉施設に関する保安活動の統括並びに原子炉施設に関する品質マネジメント活動の統括に係る事務に関する業務を一組織で一貫して実施できる体制を構築するため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表

第1編 総則

令和3年11月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変更前	変更後	備考
第1編 総 則	第1編 総 則	
目 次 (省略)	目 次 (変更なし)	
第1章 通則	第1章 通則	
第1条 ~ 第3条 (省略)	第1条 ~ 第3条 (変更なし)	
(定義)	(定義)	
第4条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める	第4条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める	
ところによる。	ところによる。	
(1) 「職員等」とは、職員及び職員に準ずる者として機構と雇用関係にある者をいう。	(1) 「職員等」とは、職員及び職員に準ずる者として機構と雇用関係にある者をいう。	
(2) 「部長」とは、保安管理部長、工務技術部長、放射線管理部長、研究炉加速器技術	(2) 「部長」とは、保安管理部長、工務技術部長、放射線管理部長、研究炉加速器技術	
部長、バックエンド技術部長、臨界ホット試験技術部長及び原子力施設検査室長をい	部長、バックエンド技術部長、臨界ホット試験技術部長及び原子力施設検査室長をい	
う。	う。	
(3) 「部長等」とは、部長及び部に準ずる組織の長をいう。なお、安全・核セキュリテ	(3) 「部長等」とは、部長及び部に準ずる組織の長をいう。なお、 <u>安全管理部長</u> 及び契	「安全・核セキュリティ統
<u>ィ統括部長</u> 及び契約部長は含まれない。	約部長は含まれない。	括部長」の職務を「安全管
(4) ~ (32) (省略)	(4) ~ (32) (変更なし)	理部長」の職務に変更する
		ため
第5条 (省略)	第5条(変更なし)	
第2章 保安管理体制	第2章 保安管理体制	
第1節 組織及び職務	第1節 組織及び職務	
(組織)	(組織)	
第6条 原子炉施設の保安に関する組織は別図第1のとおりとする。	第6条 原子炉施設の保安に関する組織は別図第1のとおりとする。	
2 機構の本部組織(以下「本部」という。)は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統	2 機構の本部組織(以下「本部」という。)は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統	本部組織の「安全・核セキ
<u>括部長</u> 及び契約部長をいう。	括本部長、安全管理部長及び契約部長をいう。	ュリティ統括部」を「安全・
		核セキュリティ統括本部」
		及びその下部組織の「安全
		管理部」として組織改正す
		るため
(職務)	(職務)	
第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。	第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。	
(1) 理事長は、原子炉施設に係る保安に関する業務を総理する。	(1) 理事長は、原子炉施設に係る保安に関する業務を総理する。	
(2) 統括監査の職は、原子炉施設の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。	(2) 統括監査の職は、原子炉施設の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。	
(3) 管理責任者は、原子炉施設の品質マネジメント活動に関する業務の責任者として、	(3) 管理責任者は、原子炉施設の品質マネジメント活動に関する業務の責任者として、	
品質マネジメント活動に必要なプロセスの確立、実施及び維持に係る業務、理事長へ	品質マネジメント活動に必要なプロセスの確立、実施及び維持に係る業務、理事長へ	

変更前 変更後 備考 の品質マネジメント活動の実施状況及び改善の必要性に係る報告並びに原子炉施設の の品質マネジメント活動の実施状況及び改善の必要性に係る報告並びに原子炉施設の 安全確保に対する認識の高揚に係る業務を行う。なお、管理責任者は、監査プロセス 安全確保に対する認識の高揚に係る業務を行う。なお、管理責任者は、監査プロセス においては統括監査の職、本部(監査プロセスを除く。)においては安全・核セキュリ においては統括監査の職、本部(監査プロセスを除く。)においては安全・核セキュリ 本部(監査プロセスを除 ティ統括部長、研究所においては原子力科学研究所担当理事とする。 ティ統括本部担当理事、研究所においては原子力科学研究所担当理事とする。

- (4) 原子力科学研究所担当理事は、理事長を補佐し、研究所の原子炉施設の保安に係る 業務を統理する。
- (5) 安全・核セキュリティ統括部長は、原子炉施設の本部の品質マネジメント活動に係 る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審 査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。
- (6) 契約部長は、原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。
- (7) 所長は、研究所における原子炉施設に係る保安活動を統括する。
- (8) 原子力施設検査室長は、第16条の2に定める独立検査の検査責任者として、事業者 検査に関する業務を行う。
- (9) 保安管理部長は、所長を補佐し、原子炉施設に関する保安活動及び品質マネジメン ト活動に係る調整業務を行うとともに、第10号から第14号(第12号に掲げる施設 管理者が行う業務を除く。)に掲げる業務を統括する。併せて、施設管理統括者として、 第12号に掲げる施設管理者が行う業務を統括する。
- (10) 安全対策課長は、研究所における安全文化の育成・維持活動並びに保安管理部長が 行う統括に関する庶務の業務及び放射線業務従事者等の教育訓練に係る事務に関する 業務を行う。
- (11) 施設安全課長は、研究所における関係法令及び規定の遵守並びに原子炉施設に関す る保安活動の統括に係る事務に関する業務を行う。
- (12) 危機管理課長は、非常の場合に講ずべき措置の事務及び異常時の通報に関する業務 並びに施設管理者として、原子力科学研究所の共通施設の保守に関する業務を行う。
- (13) 核物質管理課長は、周辺監視区域の境界の管理及び周辺監視区域内の保安措置に関 する業務を行う。
- (14) 品質保証課長は、原子炉施設に関する品質マネジメント活動の統括に係る事務及び 原子炉施設等安全審査委員会の庶務に関する業務を行う。

- (4) 安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、 その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、第6号に規定する本部と しての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、 理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。
- (5) 原子力科学研究所担当理事は、理事長を補佐し、研究所の原子炉施設の保安に係る | 号番号の繰下げ(以下同じ) 業務を統理する。
- (6) 安全管理部長は、研究所の原子炉施設<u>における</u>品質マネジメント活動<u>に関して行う</u> 指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並 びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。
- (7) 契約部長は、原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。
- (8) 所長は、研究所における原子炉施設に係る保安活動を統括する。
- (9) 原子力施設検査室長は、第16条の2に定める独立検査の検査責任者として、事業者 検査に関する業務を行う。
- (10) 保安管理部長は、所長を補佐し、原子炉施設に関する保安活動及び品質マネジメン ト活動に係る調整業務を行うとともに、第11号から第14号(第12号に掲げる施設 管理者が行う業務を除く。) に掲げる業務を統括する。併せて、施設管理統括者として、 第12号に掲げる施設管理者が行う業務を統括する。
- (11) 安全対策課長は、研究所における安全文化の育成・維持活動並びに保安管理部長が 行う統括に関する庶務の業務及び放射線業務従事者等の教育訓練に係る事務に関する 業務を行う。
- (12) 危機管理課長は、非常の場合に講ずべき措置の事務及び異常時の通報に関する業務 | るため 並びに施設管理者として、原子力科学研究所の共通施設の保守に関する業務を行う。
- (13) 核物質管理課長は、周辺監視区域の境界の管理及び周辺監視区域内の保安措置に関 する業務を行う。
- (14) 品質保証課長は、研究所における関係法令及び規定の遵守に係る事務、原子炉施設 に関する保安活動の統括に係る事務、原子炉施設に関する品質マネジメント活動の統

く。) の管理責任者につい て、「安全・核セキュリティ 統括部長」から「安全・核 セキュリティ統括本部担当 理事」に変更するため

「安全・核セキュリティ統 | 括本部長 | の職務を新設す るため

「安全・核セキュリティ統 括部長」の職務を「安全管 理部長」の職務に変更する とともに、記載の適正化を 行うため

「施設安全課長」の職務を 「品質保証課長」に移管す

「施設安全課長」の職務を 「品質保証課長」に移管す

変更前	変更後	備考
	括に係る事務 <u>並びに</u> 原子炉施設等安全審査委員会 <u>及び品質保証推進委員会</u> の庶務に関	るため
	する業務を行う。	
(15) ~ (39) (省略)	(15) ~ (39) (変更なし)	
2 この規定に定める保安活動及び品質マネジメント活動と前項に掲げる者との関連は、	2 この規定に定める保安活動及び品質マネジメント活動と前項に掲げる者との関連は、	
別表第3に示すとおりとし、各職位は、品質マネジメントの考えのもとに各自が所掌す	別表第3に示すとおりとし、各職位は、品質マネジメントの考えのもとに各自が所掌す	
る保安活動の業務を実施する。	る保安活動の業務を実施する。	
3 同一の原子炉施設が複数の施設管理統括者によって分担管理されている場合における	3 同一の原子炉施設が複数の施設管理統括者によって分担管理されている場合における	
当該施設の保安管理のとりまとめは、特に定めのない限り、本体施設の施設管理統括者	当該施設の保安管理のとりまとめは、特に定めのない限り、本体施設の施設管理統括者	
が行う。	が行う。	
4 施設管理者の業務の一部を行わせるため分任施設管理者を置くことができ、分任施設	4 施設管理者の業務の一部を行わせるため分任施設管理者を置くことができ、分任施設	
管理者に係る業務等は、次のとおりとする。	管理者に係る業務等は、次のとおりとする。	
(1) 分任施設管理者が行う保安管理の業務のとりまとめは、施設管理者が行う。	(1) 分任施設管理者が行う保安管理の業務のとりまとめは、施設管理者が行う。	
(2) 分任施設管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。	(2) 分任施設管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。	
5 同一の原子炉施設が複数の施設管理者によって運転されている場合における運転のと	5 同一の原子炉施設が複数の施設管理者によって運転されている場合における運転のと	
りまとめは、本体施設の施設管理者が行う。保守についても、これを準用する。	りまとめは、本体施設の施設管理者が行う。保守についても、これを準用する。	
第8条 ~ 第10条 (省略)	第8条 ~ 第10条 (変更なし)	
第2節 ~ 第4節 (省略)	第2節 ~ 第4節 (変更なし)	
第3章 品質マネジメント計画	第3章 品質マネジメント計画	
(品質マネジメント計画)	(品質マネジメント計画)	
第17条 第2条に係る保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、次の	第17条 第2条に係る保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、次の	
とおり品質マネジメント計画を定める。	とおり品質マネジメント計画を定める。	

変 更 前	変更後	備考
【品質マネジメント計画】	【品質マネジメント計画】	
1. 目的(省略)	1. 目的(変更なし)	
2. 適用範囲(省略)	2. 適用範囲(変更なし)	
3. 定義(省略)	3. 定義(変更なし)	
4. 品質マネジメントシステム	4. 品質マネジメントシステム	
4.1 一般要求事項(省略)	4.1 一般要求事項(変更なし)	
4.2 文書化に関する要求事項	4.2 文書化に関する要求事項	
4. 2. 1 一般(省略)	4.2.1 一般 (変更なし)	
4.2.2 品質マニュアル (省略)	4.2.2 品質マニュアル (変更なし)	
4.2.3 文書管理	4.2.3 文書管理	
(1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、	(1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、	
次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書	次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書	
は、「4.2.4記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。	は、「4.2.4 記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。	
a)文書の組織外への流出等の防止	a)文書の組織外への流出等の防止	
b) 品質マネジメント文書の発行及び改定に係る審査の結果、当該審査の結果に基	b) 品質マネジメント文書の発行及び改定に係る審査の結果、当該審査の結果に基	
づき講じた措置並びに当該発行及び改定を承認した者に関する情報の維持	づき講じた措置並びに当該発行及び改定を承認した者に関する情報の維持	
(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u> は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、	(2) <u>安全管理部長</u> は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、「原子力科	
所長は、「原子力科学研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の		
文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。 る。	理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。	長」の職務に変更するため
a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。	a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。	
b) 文書は定期的に改定の必要性についてレビューする。また、改定する場合は、	b) 文書は定期的に改定の必要性についてレビューする。また、改定する場合は、	
文書作成時と同様の手続で承認する。	文書作成時と同様の手続で承認する。	
c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員	c)文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員	
を参加させる。	を参加させる。	
d) 文書の変更内容の識別及び最新の改定版の識別を確実にする。	d) 文書の変更内容の識別及び最新の改定版の識別を確実にする。	
e) 該当する文書の最新の改定版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで	e) 該当する文書の最新の改定版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで	
使用可能な状態にあることを確実にする。	使用可能な状態にあることを確実にする。	
f) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。	f) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。	
g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外	g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外	

変更前	変更後	備考
部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。	部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。	
h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保	h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保	
持する場合には、適切に識別し、管理する。	持する場合には、適切に識別し、管理する。	
i) 文書の改定時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるよう	i) 文書の改定時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるよう	
にする。	にする。	
4.2.4 記録の管理	4.2.4 記録の管理	
(1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果	(1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果	
的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。	的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。	
(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所	(2) <u>安全管理部長</u> は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、「原子力科学	「安全・核セキュリティ統括
長は、「原子力科学研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文	研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理	部長」の職務を「安全管理部
書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。	要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。	長」の職務に変更するため
a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行	a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行	
う。	う。	
b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。	b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。	
5. 経営者等の責任	5. 経営者等の責任	
5.1 経営者の関与(省略)	5.1 経営者の関与(変更なし)	
5.2 原子力の安全の重視(省略)	5.2 原子力の安全の重視 (変更なし)	
5.3 品質方針(省略)	5.3 品質方針 (変更なし)	
5.4 計 画(省略)	5.4 計 画(変更なし)	
5.5 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限及びコミュニケーション	
5.5.1 責任及び権限(省略)	5.5.1 責任及び権限(変更なし)	
5.5.2 管理責任者	5.5.2 管理責任者	
(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部 (監査プロセスを除く。)	(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部(監査プロセスを除く。)	
においては <u>安全・核セキュリティ統括部長</u> 、研究所においては原子力科学研究	においては <u>安全・核セキュリティ統括本部担当理事</u> 、研究所においては原子力	本部(監査プロセスを除く。)
所担当理事を管理責任者とする。	科学研究所担当理事を管理責任者とする。	の管理責任者について、「安
(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域におい	(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域におい	全・核セキュリティ統括部長」
て次に示す責任及び権限をもつ。	て次に示す責任及び権限をもつ。	から「安全・核セキュリティ
a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にす	a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にす	統括本部担当理事」に変更す
る。	る。	るため

変更前	変 更 後	備考
b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事	b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事	
長に報告する。	長に報告する。	
c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全	c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全	
を確保するための認識を高めることを確実にする。	を確保するための認識を高めることを確実にする。	
d)関係法令を遵守する。	d)関係法令を遵守する。	
5.5.3 管理者(省略)	5.5.3 管理者 (変更なし)	
5.5.4 内部コミュニケーション(省略)	5.5.4 内部コミュニケーション(変更なし)	
5.6 マネジメントレビュー (省略)	5.6 マネジメントレビュー (変更なし)	
6. 資源の運用管理	6. 資源の運用管理	
6.1 資源の確保	6.1 資源の確保	
理事長、 <u>安全・核セキュリティ統括部長</u> 、契約部長、原子力科学研究所担当理事、所	理事長、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長、契約部長、原子力科学研究	資源の確保について、「安全・
長及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任	所担当理事、所長及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれ	核セキュリティ統括部長」の
において確保する。	の権限及び責任において確保する。	職務を「安全・核セキュリテ
(1) 人的資源(要員の力量)	(1) 人的資源(要員の力量)	ィ統括本部長」及び「安全管
(2) インフラストラクチャ (個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系)	(2) インフラストラクチャ (個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系)	理部長」の職務に変更するた
(3) 作業環境	(3) 作業環境	め
(4) その他必要な資源	(4) その他必要な資源	
6.2 人的資源	6.2 人的資源	
6.2.1 一般	6.2.1 一般	
(1) 理事長、 <u>安全・核セキュリティ統括部長</u> 、統括監査の職、契約部長、原子力科	(1) 理事長、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長、統括監査の職、契約	人的資源の確保について、「安
学研究所担当理事、所長、部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにする	部長、原子力科学研究所担当理事、所長、部長及び課長は、原子力の安全を確	全・核セキュリティ統括部長」
ために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。	実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保	の職務を「安全・核セキュリ
	する。	ティ統括本部長」及び「安全
(2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断	(2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断	管理部長」の職務に変更する
の根拠として、力量のある者を充てる。	の根拠として、力量のある者を充てる。	ため
(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力	(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力	
量を明確にすることを確実にする。	量を明確にすることを確実にする。	
6.2.2 力量、教育・訓練及び認識	6.2.2 力量、教育・訓練及び認識	
(1) 部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、	(1) 部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、	
保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。	保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。	

変更前	変更後	備考
a)保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。	a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。	
b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。	b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。	
c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。	c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。	
d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及	d)要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及	
び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にす	び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にす	
る。	る。	
e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理す	e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理す	
る (4.2.4 参照)。	る (4.2.4 参照)。	
(2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。	(2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。	
(3) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす	(3) <u>安全管理部長</u> は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを	「安全・核セキュリティ統括
業務のプロセスを明確にし、(1)項の a)から e)に準じた管理を行う。	明確にし、(1)項の a)から e)に準じた管理を行う。	部長」の職務を「安全管理部
		長」の職務に変更するため
6.3 インフラストラクチャ(省略)	6.3 インフラストラクチャ (変更なし)	
6.4 作業環境(省略)	6.4 作業環境(変更なし)	
7. 業務の計画及び実施	7. 業務の計画及び実施	
7.1 業務の計画	7.1 業務の計画	
(1) 所長及び部長は、原子炉施設ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等(保	(1) 所長及び部長は、原子炉施設ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等(保	
安規定に基づく保安活動)について業務に必要なプロセスの計画又は要領(二次	安規定に基づく保安活動)について業務に必要なプロセスの計画又は要領(二次	
文書) を表 4.2.1 のとおり策定する。	文書) を表 4.2.1 のとおり策定する。	
(2) 所長、部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領(二次文書)に基	(2) 所長、部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領(二次文書)に基	
づき、個別業務に必要な計画(三次文書:マニュアル、手引、手順等)を作成し	づき、個別業務に必要な計画(三次文書:マニュアル、手引、手順等)を作成し	
て、業務を実施する。	て、業務を実施する。	
(3) 上記(1)、(2)の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要	(3) 上記(1)、(2)の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要	
求事項と整合性(業務の計画を変更する場合を含む。)を確保する。	求事項と整合性(業務の計画を変更する場合を含む。)を確保する。	
(4) 所長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更(プロセス及び組織の変更(累	(4) 所長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更(プロセス及び組織の変更(累	
積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。) を含む。) に当た	積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。) を含む。) に当た	
っては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内	っては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内	
容を明確にする。	容を明確にする。	
a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果(原子力の安	a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果(原子力の安	
全への影響の程度及び必要な処置を含む。)	全への影響の程度及び必要な処置を含む。)	
b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項	b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項	
c) 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供	c) 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供	
の必要性	の必要性	
d) 業務・原子炉施設のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測	d) 業務・原子炉施設のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測	

変更前	変更後	備考
定並びにこれらの合否判定基準	定並びにこれらの合否判定基準	
e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証	e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証	
するために必要な記録 (4.2.4 参照)	するために必要な記録 (4.2.4 参照)	
(5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。	(5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。	
(6) 安全・核セキュリティ統括部長、契約部長は、本部において原子炉施設の保安活	(6) <u>安全管理部長</u> 、契約部長は、本部において原子炉施設の保安活動を支援するその	「安全・核セキュリティ統括
動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記	他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)項まで	部長」の職務を「安全管理部
(1)から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。	に準じて業務の計画を策定し、管理する。	長」の職務に変更するため
7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス(省略)	7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス(変更なし)	
7.3 設計・開発(省略)	7.3 設計・開発 (変更なし)	
7.4 調達(省略)	7.4 調達(変更なし)	
7.5 業務の実施(省略)	7.5 業務の実施(変更なし)	
7.6 監視機器及び測定機器の管理(省略)	7.6 監視機器及び測定機器の管理(変更なし)	
8. 評価及び改善	8. 評価及び改善	
8.1 一般	8.1 一般	
(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長	(1) <u>安全管理部長</u> 、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、次の事項のた	「安全・核セキュリティ統括
は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2	めに必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2監視及び測定」	部長」の職務を「安全管理部
監視及び測定」から「8.5 改善」に従って計画し、実施する。なお、改善のプロ	から「8.5 改善」に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係	長」の職務に変更するため
セスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討	する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを	
するプロセスを含む。	含む。	
a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。	a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。	
b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。	b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。	
c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。	c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。	
(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。	(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。	
8.2 監視及び測定	8.2 監視及び測定	
8.2.1 組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見	
(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課	(1) <u>安全管理部長</u> 、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジ	「安全・核セキュリティ統括
長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、	メントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確	部長」の職務を「安全管理部
原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受	保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかに	長」の職務に変更するため
けとめているかについての情報を外部コミュニケーション (7.2.3 参照) によ	ついての情報を外部コミュニケーション (7.2.3 参照) により入手し、監視す	

変更前 変更後 備考 り入手し、監視する。 (2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映 (2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映 8.2.2 内部監査(変更なし) 8.2.2 内部監査(省略) 8.2.3 プロセスの監視及び測定 8.2.3 プロセスの監視及び測定 (1) 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部 (1) 理事長、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品│「安全・核セキュリティ統括 質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。この監視及び測定 部長」の職務を「安全管理部 長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。 この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化 の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関 | 長 | の職務に変更するため すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事 する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。 項を含める。 a) 監視及び測定の時期 a) 監視及び測定の時期 b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法 b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法 (2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。 (2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。 (3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実 (3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実 証するものとする。 証するものとする。 (4) 所長、部長及び課長は、プロセスの監視及び測定の状況について情報を共有し、 (4) 所長、部長及び課長は、プロセスの監視及び測定の状況について情報を共有し、 その結果に応じて、保安活動の改善のために、必要な処置を行う。 その結果に応じて、保安活動の改善のために、必要な処置を行う。 (5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当 (5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当 該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。 該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。 8.2.4 検査及び試験(変更なし) 8.2.4 検査及び試験(省略) 8.3 不適合管理 8.3 不適合管理 安全・核セキュリティ統括部長、所長は、不適合の処理に関する管理(関連する管理 安全管理部長、所長は、不適合の処理に関する管理(関連する管理者に不適合を報告 「安全・核セキュリティ統括 者に不適合を報告することを含む。)の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不 することを含む。)の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是 | 部長」の職務を「安全管理部 適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「原子力科学研究所不適合管理 正及び未然防止処置要領」に、研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並び | 長」の職務に変更するため 及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。 に未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。 (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長 (1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・原子炉 │「安全・核セキュリティ統括 は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用され 施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐため│部長」の職務を「安全管理部 ることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。 に、それらを識別し、管理することを確実にする。 長」の職務に変更するため (2) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長 (2) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、次のいずれか │ 「安全・核セキュリティ統括

の方法で不適合を処理する。

a) 不適合を除去するための処置を行う。

b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を

部長」の職務を「安全管理部

長」の職務に変更するため

は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。

b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を

a) 不適合を除去するための処置を行う。

	アイス	C. HIA
その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可す	その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可す	
る。	る。	
c)本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。	c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。	
d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合	d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合	
による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。	による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。	
(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するた	(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するた	
めの検証を行う。	めの検証を行う。	
(4) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長	(4) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質	「安全・核セキュリティ統括
は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録	の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理す	部長」の職務を「安全管理部
を作成し、管理する(4.2.4 参照)。	る (4.2.4 参照)。	長」の職務に変更するため
(5) 所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をそ	(5) 所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をそ	
の内容に応じて、「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置	の内容に応じて、「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置	
要領」に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。	要領」に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。	
(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u> は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情	(6) <u>安全管理部長</u> は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページ	「安全・核セキュリティ統括
報をホームページに公開する。	に公開する。	部長」の職務を「安全管理部
		長」の職務に変更するため
8.4 データの分析及び評価	8.4 データの分析及び評価	
(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u> 、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長	(1) <u>安全管理部長</u> 、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメ	「安全・核セキュリティ統括
は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質	ントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシス	部長」の職務を「安全管理部
マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切	テムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確に	長」の職務に変更するため
なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及	し、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から	
び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデ	得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。	
ータを含める。		
(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善の	(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善の	
ための情報を得る。	ための情報を得る。	
a)組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見(8.2.1	a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見 (8.2.1	
参照)	参照)	
b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性(8.2.3 及び 8.2.4 参照)	b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性(8.2.3 及び 8.2.4 参照)	
c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向	c)是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向	
(8.2.3 及び 8.2.4 参照)	(8.2.3 及び 8.2.4 参照)	
d) 供給者の能力(7.4 参照)	d)供給者の能力(7.4参照)	
8.5 改善	8.5 改善	
8.5.1 継続的改善	8.5.1 継続的改善	
理事長、管理責任者、 <u>安全・核セキュリティ統括部長</u> 、統括監査の職、契約部長、	理事長、管理責任者、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課	「力人 快与上 リニ 、

変更前

所長、部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、 未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効 性を向上させるために継続的に改善する。

8.5.2 是正処置等

安全・核セキュリティ統括部長、所長は、不適合等の是正処置の手順(根本的な原 因を究明するための分析に関する手順を含む。)に関して、本部は「不適合管理並びに 是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置 並びに未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。

- (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課 長は、検出された不適合及びその他の事象(以下「不適合等」という。)の再発 防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する 是正処置を行う。
- (2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。
- a) 不適合等のレビュー及び分析(情報を収集及び整理すること並びに技術的、人 的、組織的側面等を考慮することを含む。)
- b) 不適合等の原因(関連する要因を含む。) の特定
- c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化
- d) 必要な処置の決定及び実施
- e) とった是正処置の有効性のレビュー
- (3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。
- a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更
- b) 品質マネジメントシステムの変更
- (4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及 ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子 力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。) に関して は、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。
- (5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。
- (6) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課 長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分 析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。

8.5.3 未然防止処置

安全・核セキュリティ統括部長、所長は、他の原子炉施設等から得られた知見を保 安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是 正及び未然防止処置要領」に、研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並 変更後

長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及び│部長」の職務を「安全管理部 マネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるた | 長 | の職務に変更するため めに継続的に改善する。

備考

8.5.2 是正処置等

安全管理部長、所長は、不適合等の是正処置の手順(根本的な原因を究明するため)「安全・核セキュリティ統括 の分析に関する手順を含む。)に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止 | 部長」の職務を「安全管理部 処置要領」に、研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処 | 長」の職務に変更するため 置要領」に定め、次の事項を管理する。

- (1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、検出された 不適合及びその他の事象(以下「不適合等」という。)の再発防止のため、原子 | 部長」の職務を「安全管理部 力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。
- (2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。
- a) 不適合等のレビュー及び分析(情報を収集及び整理すること並びに技術的、人 的、組織的側面等を考慮することを含む。)
- b) 不適合等の原因(関連する要因を含む。) の特定
- c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化
- d) 必要な処置の決定及び実施
- e) とった是正処置の有効性のレビュー
- (3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。
- a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更
- b) 品質マネジメントシステムの変更
- (4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及 ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子 力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。) に関して は、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。
- (5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4 参照)。
- (6) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、複数の不適 │「安全・核セキュリティ統括 合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結│部長」の職務を「安全管理部 果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。

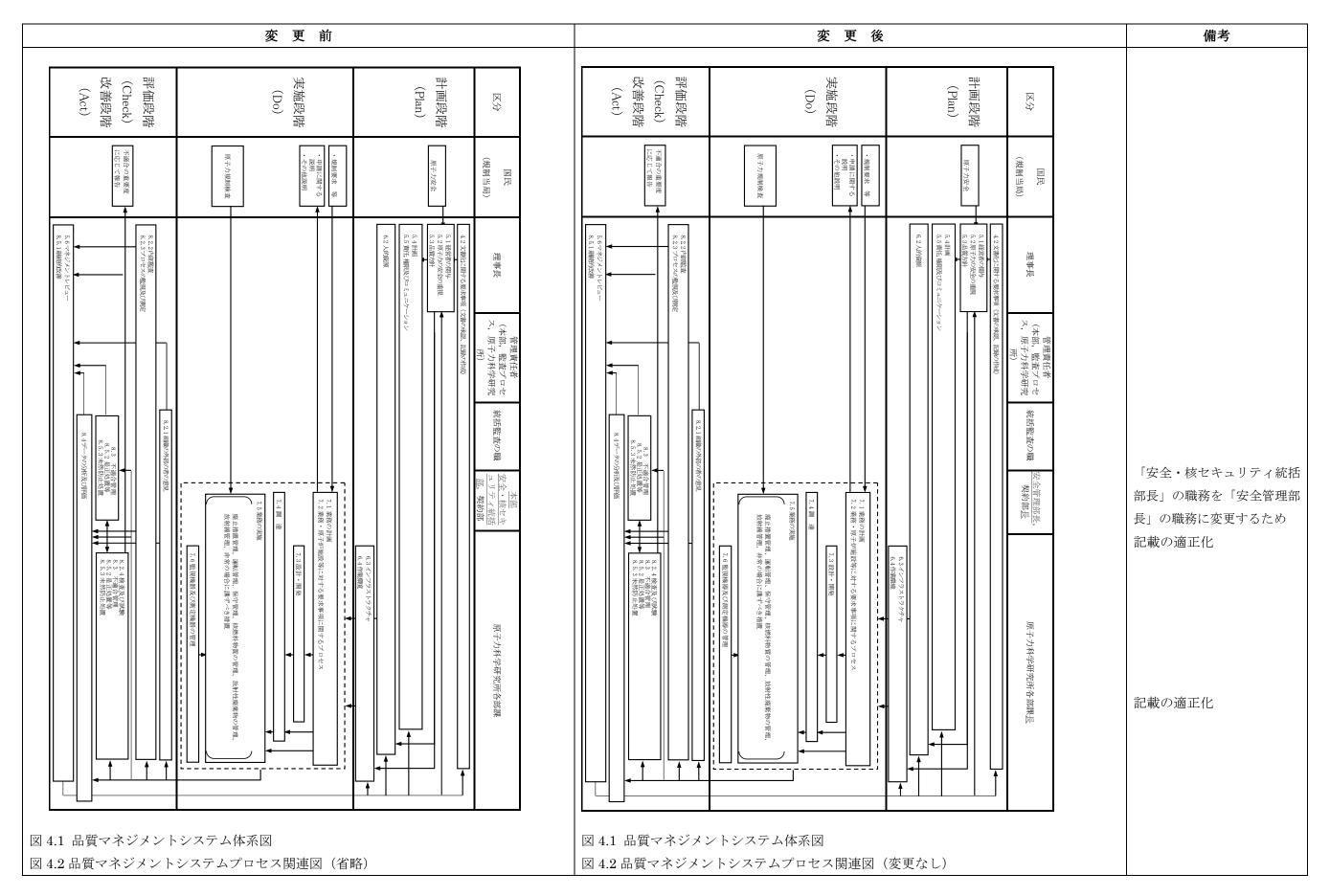
長」の職務に変更するため

8.5.3 未然防止処置

安全管理部長、所長は、他の原子炉施設等から得られた知見を保安活動に反映する
「安全・核セキュリティ統括 ために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処│部長」の職務を「安全管理部 置要領」に、研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置↓長」の職務に変更するため

「安全・核セキュリティ統括 長」の職務に変更するため

変更前	変更後	備考
びに未然防止処置要領」及び「原子力科学研究所水平展開要領」に定め、次の事項を管	要領」及び「原子力科学研究所水平展開要領」に定め、次の事項を管理する。	
理する。		
(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課	(1) <u>安全管理部長</u> 、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設	「安全・核セキュリティ統括
長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見(核燃料物質の使用等	及びその他の施設の運転経験等の知見(核燃料物質の使用等に係る技術情報を	部長」の職務を「安全管理部
に係る技術情報を含む。)を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に	含む。)を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、	長」の職務に変更するため
掲げる手順により、未然防止処置を行う。この活用には、得られた知見や技術	未然防止処置を行う。この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子炉設	
情報を他の原子炉設置者と共有することも含む。	置者と共有することも含む。	
a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査	a)起こり得る不適合及びその原因についての調査	
b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価	b)不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価	
c)必要な処置の決定及び実施	c)必要な処置の決定及び実施	
d)とった未然防止処置の有効性のレビュー	d)とった未然防止処置の有効性のレビュー	
(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4 参照)。	(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4 参照)。	



変更前							備考			
	表 4.2.1 品質マネジメントシステム文書						表 4.2.1 品質マネジメント	・システム文書		
関連条 項	項目	文書名	承認者	文書番号	関連条 項	項目	文書名	承認者	文書番号	
4.2.2	品質マニ ュアル	原子力科学研究所原子炉施設 及び核燃料物質使用施設等品 質マネジメント計画書	理事長	QS-P10	4.2.2	品質マニュアル	原子力科学研究所原子炉施設 及び核燃料物質使用施設等品 質マネジメント計画書	理事長	QS-P10	
4.2.3 4.2.4	文書管理 記録の管	文書及び記録管理要領	<u>安全・核セキュ</u> リティ統括部長	QS-A01	4.2.3 4.2.4	文書管理 記録の管	文書及び記録管理要領	安全管理部長	QS-A01	「安全・核セキュリティ統括 部長」の職務を「安全管理部
	理	原子力科学研究所文書及び記 録の管理要領	所長	(科)QAM-420		理	原子力科学研究所文書及び記 録の管理要領	所長	(科)QAM-420	長」の職務に変更するため
		保安管理部の文書及び記録の 管理要領	保安管理部長	(科保)QAM-420			保安管理部の文書及び記録の 管理要領	保安管理部長	(科保)QAM-420	
		放射線管理部文書及び記録の 管理要領	放射線管理部長	(科放)QAM-420			放射線管理部文書及び記録の 管理要領	放射線管理部長	(科放)QAM-420	
		工務技術部文書及び記録の管 理要領	工務技術部長	(科工)QAM-420			工務技術部文書及び記録の管 理要領	工務技術部長	(科工)QAM-420	
		研究炉加速器技術部文書及び 記録の管理要領	研究炉加速器技 術部長	(科研)QAM-420			研究炉加速器技術部文書及び 記録の管理要領	研究炉加速器技 術部長	(科研)QAM-420	
		臨界ホット試験技術部の文書 及び記録の管理要領	臨界ホット試験 技術部長	(科臨)QAM-420			臨界ホット試験技術部の文書 及び記録の管理要領	臨界ホット試験 技術部長	(科臨)QAM-420	
		バックエンド技術部文書及び 記録の管理要領	バックエンド技 術部長	(科バ)QAM-420			バックエンド技術部文書及び 記録の管理要領	バックエンド技 術部長	(科バ)QAM-420	
		原子力施設検査室文書及び記 録の管理要領	原子力施設検査 室長	(科検)QAM-420			原子力施設検査室文書及び記 録の管理要領	原子力施設検査 室長	(科検)QAM-420	
5.1	経営者の 関与	安全文化の育成及び維持並び に関係法令等の遵守活動に係 る実施要領	安全・核セキュ リティ統括部長	QS-A09	5.1	経営者の 関与	安全文化の育成及び維持並び に関係法令等の遵守活動に係 る実施要領	安全管理部長	QS-A09	「安全・核セキュリティ統括 部長」の職務を「安全管理部 長」の職務に変更するため
		原子力科学研究所安全文化の 育成及び維持並びに関係法令 等の遵守活動に係る実施要領	所長	(科)QAM-510			原子力科学研究所安全文化の 育成及び維持並びに関係法令 等の遵守活動に係る実施要領	所長	(科)QAM-510	
5.4.1	品質目標	品質目標の設定管理要領	安全・核セキュ リティ統括部長	QS-A11	5.4.1	品質目標	品質目標の設定管理要領	安全管理部長	QS-A11	「安全・核セキュリティ統括 部長」の職務を「安全管理部
		原子力科学研究所品質目標管 理要領	所長	(科)QAM-540			原子力科学研究所品質目標管 理要領	所長	(科)QAM-540	長」の職務に変更するため
5.5.4	内部コミ	中央安全審査・品質保証委員	安全・核セキュ	QS-A04	5.5.4	内部コミ	中央安全審査・品質保証委員	安全管理部長	QS-A04	「安全・核セキュリティ統括 部長」の職務を「安全管理部

変更前						変更後				備考
	ュニケー	会の運営について	リティ統括部長			ュニケー	会の運営について			長」の職務に変更するため
	ション	原子炉施設等安全審査委員会	所長	(科)QAM-550	1	ション	原子炉施設等安全審査委員会	所長	(科)QAM-550	
		規則					規則			
		原子力科学研究所品質保証推	所長	(科)QAM-552	1		原子力科学研究所品質保証推	所長	(科)QAM-552	
		進委員会規則					進委員会規則			
5.6.1	マネジメ	マネジメントレビュー実施要	理事長	QS-P02	5.6.1	マネジメ	マネジメントレビュー実施要	理事長	QS-P02	
	ントレビ	領				ントレビ	領			
	ュー					ュー				
6.2.2	力量、教	教育訓練管理要領	安全・核セキュ	QS-A07	6.2.2	力量、教	教育訓練管理要領	安全管理部長	QS-A07	「安全・核セキュリティ統括
	育・訓練		リティ統括部長		<u> </u>	育・訓練				部長」の職務を「安全管理部
	及び認識	保安管理部教育・訓練管理要	保安管理部長	(科保)QAM-620		及び認識	保安管理部教育・訓練管理要	保安管理部長	(科保)QAM-620	長」の職務に変更するため
		領					領			
		放射線管理部教育・訓練管理	放射線管理部長	(科放)QAM-620			放射線管理部教育・訓練管理	放射線管理部長	(科放)QAM-620	
		要領					要領			
		工務技術部教育・訓練管理要	工務技術部長	(科工)QAM-620			工務技術部教育・訓練管理要	工務技術部長	(科工)QAM-620	
		領					領			
		研究炉加速器技術部教育・訓	研究炉加速器技	(科研)QAM-620			研究炉加速器技術部教育・訓	研究炉加速器技	(科研)QAM-620	
		練管理要領	術部長				練管理要領	術部長		
		臨界ホット試験技術部の教	臨界ホット試験	(科臨)QAM-620			臨界ホット試験技術部の教	臨界ホット試験	(科臨)QAM-620	
		育・訓練管理要領	技術部長				育・訓練管理要領	技術部長		
		バックエンド技術部教育訓練	バックエンド技	(科バ)QAM-620			バックエンド技術部教育訓練	バックエンド技	(科バ)QAM-620	
		管理要領	術部長		<u> </u>		管理要領	術部長		
		原子力施設検査室教育・訓練	原子力施設検査	(科検)QAM-620			原子力施設検査室教育・訓練		(科検)QAM-620	
		管理要領	室長				管理要領	室長		┃ ┃ 「安全・核セキュリティ統括
7.1	業務の計	業務の計画及び実施管理要領	安全・核セキュ	QS-A12	7.1	業務の計	業務の計画及び実施管理要領	安全管理部長	QS-A12	部長」の職務を「安全管理部
	画		リティ統括部長	(-1)		画			(11)	長」の職務に変更するため
		原子力科学研究所放射線安全	所長	(科)QAM-711			原子力科学研究所放射線安全	所長 	(科)QAM-711	
		取扱手引		(61)	<u> </u>		取扱手引		(61)	
		原子力科学研究所核燃料物質	所長	(科)QAM-712			原子力科学研究所核燃料物質	所長	(科)QAM-712	
		等周辺監視区域内運搬規則		(61)			等周辺監視区域内運搬規則		(61)	-
		原子力科学研究所事故対策規	所長	(科)QAM-713			原子力科学研究所事故対策規	所長	(科)QAM-713	
		則					則			
		原子力科学研究所事故故障及	所長	(科)QAM-714			原子力科学研究所事故故障及	所長	(科)QAM-714	
		び災害時の通報連絡に関する					び災害時の通報連絡に関する			
	_1		<u> </u>	<u> </u>	·			1	1	4

変 更 前				変 更 後					
	運用基準					運用基準			
	原子力科学研究所保全有効性	所長	(科)QAM-715]		原子力科学研究所保全有効性	所長	(科)QAM-715	
	評価要領					評価要領			
	原子力科学研究所 PI 設定評	所長	(科)QAM-716			原子力科学研究所 PI 設定評	所長	(科)QAM-716	
	価要領					価要領			
	保安管理部の業務の計画及び	保安管理部長	(科保)QAM-710			保安管理部の業務の計画及び	保安管理部長	(科保)QAM-710	
	実施に関する要領					実施に関する要領			
	放射線管理部業務の計画及び	放射線管理部長	(科放)QAM-710			放射線管理部業務の計画及び	放射線管理部長	(科放)QAM-710	
	実施に関する要領					実施に関する要領			
	工務技術部の業務の計画及び	工務技術部長	(科工)QAM-710			工務技術部の業務の計画及び	工務技術部長	(科工)QAM-710	
	実施に関する要領					実施に関する要領			
	研究炉加速器技術部業務の計	研究炉加速器技	(科研)QAM-710			研究炉加速器技術部業務の計	研究炉加速器技	(科研)QAM-710	
	画及び実施に関する要領	術部長]		画及び実施に関する要領	術部長		
	臨界ホット試験技術部の業務	臨界ホット試験	(科臨)QAM-710			臨界ホット試験技術部の業務	臨界ホット試験	(科臨)QAM-710	
	の計画及び実施に関する要領	技術部長]		の計画及び実施に関する要領	技術部長		
	バックエンド技術部業務の計	バックエンド技	(科バ)QAM-710			バックエンド技術部業務の計	バックエンド技	(科バ)QAM-710	
	画及び実施に関する要領	術部長]		画及び実施に関する要領	術部長		
	原子力施設検査室の業務の計	原子力施設検査	(科検)QAM-710			原子力施設検査室の業務の計	原子力施設検査	(科検)QAM-710	
	画及び実施に関する要領	室長				画及び実施に関する要領	室長		
3 設計・開	保安管理部設計・開発管理要	保安管理部長	(科保)QAM-730	7.3	設計・開	保安管理部設計・開発管理要	保安管理部長	(科保)QAM-730	
発	領				発	領			
	放射線管理部設計·開発管理	放射線管理部長	(科放)QAM-730			放射線管理部設計・開発管理	放射線管理部長	(科放)QAM-730	
	要領					要領			
	工務技術部設計・開発管理要	工務技術部長	(科工)QAM-730			工務技術部設計・開発管理要	工務技術部長	(科工)QAM-730	
	領					領			
	研究炉加速器技術部設計•開	研究炉加速器技	(科研)QAM-730			研究炉加速器技術部設計・開	研究炉加速器技	(科研)QAM-730	
	発管理要領	術部長				発管理要領	術部長		
	臨界ホット試験技術部の設	臨界ホット試験	(科臨)QAM-730			臨界ホット試験技術部の設	臨界ホット試験	(科臨)QAM-730	
	計・開発管理要領	技術部長				計・開発管理要領	技術部長		
	バックエンド技術部設計・開		(科バ)QAM-730			バックエンド技術部設計・開	バックエンド技	(科バ)QAM-730	
	発管理要領	術部長				発管理要領	術部長		
4 調達	調達先の評価・選定管理要領	契約部長	QS-G01	7.4	調達	調達先の評価・選定管理要領	契約部長	QS-G01	
	原子力科学研究所調達管理要	所長	(科)QAM-740			原子力科学研究所調達管理要	所長	(科)QAM-740	
	領					領			
6 監視機器	保安管理部監視機器及び測定	保安管理部長	(科保)QAM-760	7.6	監視機器	保安管理部監視機器及び測定	保安管理部長	(科保)QAM-760	

変更前						備考				
	及び測定	機器の管理要領				及び測定	機器の管理要領			
	機器の管	放射線管理部監視機器及び測	放射線管理部長	(科放)QAM-760		機器の管	放射線管理部監視機器及び測	放射線管理部長	(科放)QAM-760	
	理	定機器の管理要領(放射線管				理	定機器の管理要領(放射線管			
		理施設編)					理施設編)			
		放射線管理部監視機器及び測	放射線管理部長	(科放)QAM-761			放射線管理部監視機器及び測	放射線管理部長	(科放)QAM-761	
		定機器の管理要領(放射線測					定機器の管理要領(放射線測			
		定機器管理編)					定機器管理編)			
		放射線管理部監視機器及び測	放射線管理部長	(科放)QAM-762			放射線管理部監視機器及び測	放射線管理部長	(科放)QAM-762	
		定機器の管理要領(環境の放					定機器の管理要領(環境の放			
		射線管理施設編)					射線管理施設編)			
		工務技術部監視機器及び測定	工務技術部長	(科工)QAM-760			工務技術部監視機器及び測定	工務技術部長	(科工)QAM-760	
		機器の管理要領					機器の管理要領			
		研究炉加速器技術部監視機器	研究炉加速器技	(科研)QAM-760			研究炉加速器技術部監視機器	研究炉加速器技	(科研)QAM-760	
		及び測定機器の管理要領	術部長				及び測定機器の管理要領	術部長		
		臨界ホット試験技術部監視機	臨界ホット試験	(科臨)QAM-760			臨界ホット試験技術部監視機	臨界ホット試験	(科臨)QAM-760	
		器及び測定機器の管理要領	技術部長				器及び測定機器の管理要領	技術部長		
		バックエンド技術部監視機器	バックエンド技	(科バ)QAM-760			バックエンド技術部監視機器	バックエンド技	(科バ)QAM-760	
		及び測定機器の管理要領	術部長				及び測定機器の管理要領	術部長		
8.2.2	内部監査	原子力安全監査実施要領	理事長	QS-P03	8.2.2	内部監査	原子力安全監査実施要領	理事長	QS-P03	
8.2.4	検査及び	原子力科学研究所事業者検査	原子力施設検査	(科検)QAM-820	8.2.4	検査及び	原子力科学研究所事業者検査	原子力施設検査	(科検)QAM-820	
	試験	の実施要領	室長			試験	の実施要領	室長		
		保安管理部試験・検査の管理	保安管理部長	(科保)QAM-820			保安管理部試験・検査の管理	保安管理部長	(科保)QAM-820	
		要領					要領			
		放射線管理部試験・検査の管	放射線管理部長	(科放)QAM-820			放射線管理部試験・検査の管	放射線管理部長	(科放)QAM-820	
		理要領					理要領			
		工務技術部試験・検査の管理	工務技術部長	(科工)QAM-820			工務技術部試験・検査の管理	工務技術部長	(科工)QAM-820	
		要領					要領			
		研究炉加速器技術部試験・検	研究炉加速器技	(科研)QAM-820			研究炉加速器技術部試験・検	研究炉加速器技	(科研)QAM-820	
		査の管理要領	術部長				査の管理要領	術部長		
		臨界ホット試験技術部の試	臨界ホット試験	(科臨)QAM-820			臨界ホット試験技術部の試	臨界ホット試験	(科臨)QAM-820	
		験・検査の管理要領	技術部長				験・検査の管理要領	技術部長		
		バックエンド技術部試験・検	バックエンド技	(科バ)QAM-820			バックエンド技術部試験・検	バックエンド技	(科バ)QAM-820	
		査の管理要領	術部長				査の管理要領	術部長		「生会・技われ、コニ、佐村
8.3	不適合管	不適合管理並びに是正及び未	安全・核セキュ	QS-A03	8.3	不適合管	不適合管理並びに是正及び未	安全管理部長	QS-A03	「安全・核セキュリティ統括
8.5.2	理	然防止処置要領	リティ統括部長		8.5.2	理	然防止処置要領			副部長」の職務を「安全管理部

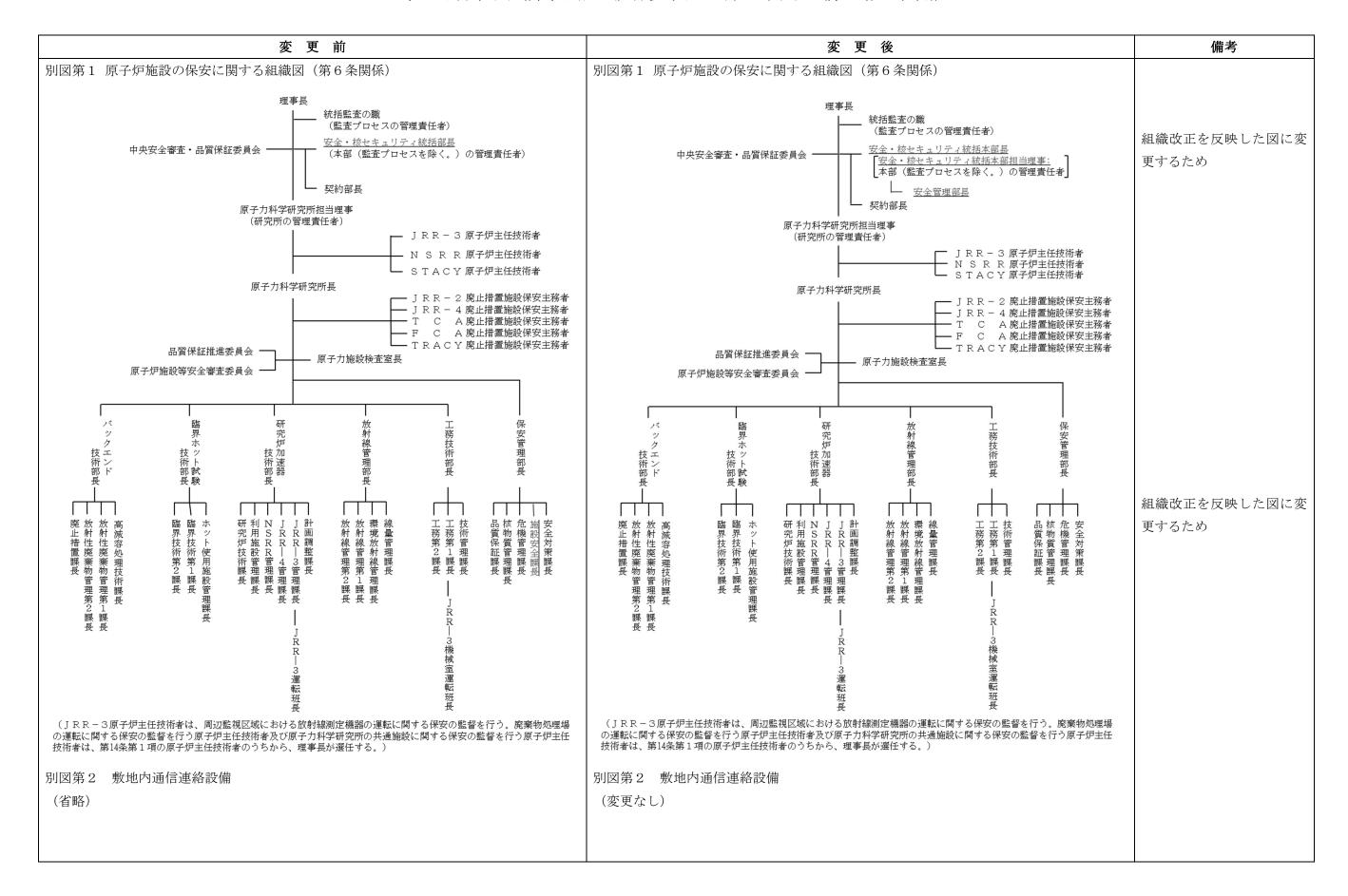
	変更前					備考				
8.5.3	是正処置 等 未然防止			(科)QAM-830	8.5.3	是正処置 等 未然防止	変 更 後 原子力科学研究所不適合管理 及び是正処置並びに未然防止 処置要領		(科)QAM-830	
	処置	原子力科学研究所水平展開要領	所長	(科)QAM-850		処置	原子力科学研究所水平展開要領	所長	(科)QAM-850	
第 18 条	~ 第 26	条の3(削除)			第 18 条	~ 第 26	条の3(削除)			
第4章	~ 第 10 章	〔(省略)			第4章	~ 第10章	で (変更なし)			

変更前	変更後	備考
別表第1 原子炉施設の区分(第3条関係)	別表第1 原子炉施設の区分(第3条関係)	
(省略)	(変更なし)	
別表第1の2 共通施設(第3条・第30条の3・第30条の10関係) (省略)	別表第1の2 共通施設(第3条・第30条の3・第30条の10関係) (変更なし)	
別表第 2 非常事態(第 4 条第 17 号・第 39 条・第 40 条・第 42 条・第 51 条関係) (省略)	別表第 2 非常事態 (第 4 条第 17 号・第 39 条・第 40 条・第 42 条・第 51 条関係) (変更なし)	
別表第3 各職位とこの規定で定める保安活動及び品質マネジメント活動との関連(第7 条第2項関係)	別表第3 各職位とこの規定で定める保安活動及び品質マネジメント活動との関連(第7 条第2項関係)	
マネジメントレビュー 不適合管理、是正処置及び未然防止処置 内部監査 内部監査 株査及び試験 非常の場合の措置 様然料物質等の管理 文書及び記録の管理 文書及び記録の管理 文書及び記録の管理 取りが解管理 文書及び記録の管理 文書及び記録の管理	マネジメントレビュー マネジメントレビュー 「本語合管理、是正処置及び未然防止処置 大計学の場合の措置 「本語を管理 を	
理事長	理事長	
統括監査の職	統括監査の職	
監査プロセスの管理責任者	監査プロセスの管理責任者	
研究所の管理責任者 ○	研究所の管理責任者 ○	
	安全・核セキュリティ統括本部長 <u>○ </u>	「安全・核セキュリティ統
<u>安全・核セキュリティ統括部長</u> 〇 0 0	安全管理部長	括本部長」の職務を新設す
契約部長 〇	契約部長	るとともに、「安全・核セキ
本部 (監査プロセスを除く。) の管 理責任者	本部 (監査プロセスを除く。) の管 理責任者	ュリティ統括部長」の職務 を「安全管理部長」の職務
所長	所長	に変更するため
原子力施設検査室長	原子力施設検査室長	
保安管理部長 ○	保安管理部長 0 - 0 0 - 0 -	

	変更前	変 更 後	備考
安全対策課長		安全対策課長	
施設安全課長		(削る)	「施設安全課長」の職務を
危機管理課長	0 - 0	危機管理課長	「品質保証課長」に移管す
核物質管理課長	0 0	核物質管理課長	るため
品質保証課長	0 0	品質保証課長	
工務技術部長	000000-	工務技術部長 〇 〇 〇 一 一 〇 〇 一 一 〇 一	
技術管理課長		技術管理課長 ○	
工務第1課長	000-00	工務第1課長 〇 〇 〇 一 〇 〇 一 一 一	
工務第2課長		工務第2課長	
放射線管理部長	000-0-00-0	放射線管理部長	
線量管理課長	0 - 0 - 0 - 0	線量管理課長	
環境放射線管理課長	000-0-0	環境放射線管理課長 ○ ○ ○ - ○	
放射線管理第1課長	000-0-0	放射線管理第1課長 ○ ○ ○ - ○	
放射線管理第2課長	000-0-0	放射線管理第2課長 〇 〇 〇 一 〇 一 一 一 一	
研究炉加速器技術部長	0000000000	研究炉加速器技術部長 0	
計画調整課長	0 0	計画調整課長	
利用施設管理課長	000-00	利用施設管理課長	
研究炉技術課長	0 0 0 - 0 0	研究炉技術課長	
JRR-3管理課長		JRR-3管理課長 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
JRR-4管理課長	000000000	JRR-4管理課長 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
NSRR管理課長		N S R R 管理課長 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
バックエンド技術部長	000-00-0-0-	バックエンド技術部長 ○ ○ ○ - ○ ○ - ○ -	
高減容処理技術課長	000-00	高減容処理技術課長 ○ ○ ○	
放射性廃棄物管理第1課長	000-00	放射性廃棄物管理第1課長 〇 〇 〇 一 〇 〇 一 一 一	
放射性廃棄物管理第2課長	000-00	放射性廃棄物管理第 2 課長	
廃止措置課長	0 - 0 - 0 0 0 0	廃止措置課長	
臨界ホット試験技術部長	0000000000	臨界ホット試験技術部長 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
ホット使用施設管理課長	0 0	ホット使用施設管理課長 ○	
臨界技術第1課長		臨界技術第1課長	
臨界技術第2課長	0 - 0 0 0 0 0	臨界技術第2課長 〇 一 〇 〇 〇 〇 一 一 一	
*1:STACYの更新工事が	完了するまでは原子炉の運転を行わない。	*1:STACYの更新工事が完了するまでは原子炉の運転を行わない。	

変更前	変更後	備考
別表第4 (削除)	別表第4 (削除)	
別表第5 原子炉施設の保安活動に従事する者の保安教育実施方針(第32条関係) (省略)	別表第5 原子炉施設の保安活動に従事する者の保安教育実施方針(第32条関係) (変更なし)	
別表第5の2 緊急作業従事者選定前教育(第 32 条関係) (省略)	別表第5の2 緊急作業従事者選定前教育(第32条関係)(変更なし)	
別表第5の3 緊急作業従事者選定前及び選定後訓練(第33条関係) (省略)	別表第5の3 緊急作業従事者選定前及び選定後訓練(第33条関係) (変更なし)	

変更前	変更後	備考
別表第6 試験炉規則に基づく記録(第48条関係)	別表第6 試験炉規則に基づく記録(第48条関係)	
記録事項に表表の表に表表を表現しています。 「おおりまた」を表に表しまた。 「保存期間」に対しています。 「保存期間」に対していまする。 「保存期間」に対していまする。 「保存期間」に対していまする。 「保存期間」に対していまする。 「保存期間」に対していまする。 「保存期間」に対していまする。 「保存期間」に対していまする。 「保存期間」に対していまする。 「保存期間」に対していまする	記録すべ 記録 保存 保存期間 保安規定各編の該当条番号	
1 ~ 10 (省略)	1 ~ 10 (変更なし)	
11. 品質管理基準 当該文書 統括監 当該文書 17 規則第4条第3項 又は記録 査 の 又は記録 査 の作成又 職、安 職、安 の作成又 職、安 で は変更後 で は変更後 で は変更後 で は変更後 が は で の 対 で の 対 で の 対 で の 対 で の 対 間 長、契 記録 (他の号に掲 げるものを除く。) 長、 部 長、 部 長、 び 長及び 課長等 課長等	11. 品質管理基準 3該 文書	試験炉規則に基づく記録に係る記録責任者及び保存責任者について、「安全・杉セキュリティ紛括部長」から「安全管理部長」に変更するため
*1:当該記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が 5年を超えた場合において、原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に 引き渡すまでの期間 *2:原子炉設置変更許可申請書に記載する警報についても記録を行う。 *3:原子炉停止中の場合を含む。試験・検査、点検及び保守で計画的に発報させるものは、記録		~, 5,00
から除外する。	から除外する。	
*4:当該記録の保存期間が満了するまで保管する。	*4:当該記録の保存期間が満了するまで保管する。	
*5: JRR-2、JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、FCA、STACY及びTRA CYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生さ せた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理 場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。	*5: JRR-2、JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、FCA、STACY及びTRA CYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生さ せた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理 場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。	
*6: JRR-2、JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、FCA、STACY及びTRA CYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を 発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄 物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃棄物管理第1 課長とする。	*6: JRR-2、JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、FCA、STACY及びTRA CYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を 発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄 物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃棄物管理第1 課長とする。	
*7: JRR-2、JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、FCA、STACY及びTRA CYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存期間は、法43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間とする。	*7: JRR-2、JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、FCA、STACY及びTRA CYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物 処理場に引き渡すまでの期間とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保 存期間は、法 43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまで の期間とする。	



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表

第5編 JRR-3の管理

令和3年11月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第5編 JRR-3の管理)

変更前	変 更 後	備考
第5編 JRR-3の管理	第5編 JRR-3の管理	
目 次 (省略)	目次(変更なし)	
第1章 ~ 第6章 (省略)	第1章 ~ 第6章 (変更なし)	
第7章 異常時の措置	第7章 異常時の措置	
第1節 警報装置及び安全保護回路等が作動した場合の措置	第1節 警報装置及び安全保護回路等が作動した場合の措置	
第 50 条~第 51 条 (省略)	第 50 条~第 51 条 (変更なし)	
(原子炉が計画外停止した場合等の措置)	(原子炉が計画外停止した場合等の措置)	
第52条 JRR-3 管理課長は、前条に定める安全保護回路等が作動したとき、第50条	第 52 条 JRR-3 管理課長は、前条に定める安全保護回路等が作動したとき、第 50 条	
で定める警報が復帰できず原子炉を停止したとき、又は原子炉施設の保安を確保する	で定める警報が復帰できず原子炉を停止したとき、又は原子炉施設の保安を確保する	
必要から計画外に原子炉を手動停止したとき(以下この編において「計画外停止」と	必要から計画外に原子炉を手動停止したとき(以下この編において「計画外停止」と	
いう。)は、計画外停止となった原因を除去するための措置を講ずるとともに次の各	いう。)は、計画外停止となった原因を除去するための措置を講ずるとともに次の各	
号に掲げる事項を確認しなければならない。	号に掲げる事項を確認しなければならない。	
(1) 作動した安全保護回路等又は警報装置の項目及びその原因	(1) 作動した安全保護回路等又は警報装置の項目及びその原因	
(2) 中性子出力の正常な低下	(2) 中性子出力の正常な低下	
(3) 全制御棒の完全挿入	(3) 全制御棒の完全挿入	
(4) 崩壊熱の除去(ただし、崩壊熱除去を必要としないときはこの限りではない。)	(4) 崩壊熱の除去(ただし、崩壊熱除去を必要としないときはこの限りではない。)	
(5) 非常用排気設備の作動の有無	(5) 非常用排気設備の作動の有無	
2 JRR-3 管理課長は、原子炉が計画外停止したときは、工務第1課長、利用施設管理課	2 JRR-3 管理課長は、原子炉が計画外停止したときは、工務第1課長、利用施設管理課	
長及び放射線管理第1課長に通報しなければならない。	長及び放射線管理第1課長に通報しなければならない。	
3 放射線管理第1課長は、前条の通報を受けたときは、放射性物質の施設外及び施設	3 放射線管理第1課長は、前条の通報を受けたときは、放射性物質の施設外及び施設	
内への放出の有無を確認し、JRR-3 管理課長に通報しなければならない。	内への放出の有無を確認し、JRR-3 管理課長に通報しなければならない。	
4 JRR-3 管理課長は、第 1 項の措置及び確認を行ったとき並びに前項の通報を受けた	4 JRR-3 管理課長は、第 1 項の措置及び確認を行ったとき並びに前項の通報を受けた	
ときは研究炉加速器技術部長、原子炉主任技術者及び <u>施設安全課長</u> に通報しなければ	ときは研究炉加速器技術部長、原子炉主任技術者及び <u>品質保証課長</u> に通報しなければ	「施設安全課長」の職務を
ならない。	ならない。	「品質保証課長」に移管す
5 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければなら	5 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければなら	るため
ない。	ない。	
第 53 条~第 67 条(省略)	第 53 条~第 67 条(変更なし)	
第8章 ~ 第9章(省略)	第8章 ~ 第9章 (変更なし)	
別表第1 ~ 別表第26 (省略)	別表第1 ~ 別表第26 (変更なし)	
別図第1 ~ 別図第9 (省略)	別図第1 ~ 別図第9 (変更なし)	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表

第7編 NSRRの管理

令和3年11月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第7編 NSRRの管理)

変更前	変更後	備考
第7編 NSRRの管理	第7編 NSRRの管理	
目次 (省略)	目次(変更なし)	
第1章 ~ 第5章 (省略)	第1章 ~ 第5章 (変更なし)	
第6章 異常時の措置	第6章 異常時の措置	
第43条 ~ 第44条 (省略)	第43条 ~ 第44条 (変更なし)	
(原子炉が計画外停止した場合等の措置) 第45条 NSRR管理課長は、安全保護回路が作動したとき、警報装置が復帰できずに		
原子炉を停止したとき、又はNSRR原子炉施設の保安を確保する必要から計画外に原子炉を手動停止したとき(以下この編において「計画外停止」という。)は、計画外停止となった原因を除去するための措置を講ずるとともに、次の各号に掲げる事項	原子炉を手動停止したとき(以下この編において「計画外停止」という。)は、計画	
を確認しなければならない。 (1) 作動した安全保護回路又は警報装置の項目及びその原因 (2) 中性子出力の正常な低下	を確認しなければならない。 (1) 作動した安全保護回路又は警報装置の項目及びその原因 (2) 中性子出力の正常な低下	
(3) 全制御棒の完全挿入 2 NSRR管理課長は、原子炉が計画外停止したときは、工務第1課長及び放射線管	(3) 全制御棒の完全挿入 2 NSRR管理課長は、原子炉が計画外停止したときは、工務第1課長及び放射線管	
理第2課長に通報しなければならない。	理第2課長に通報しなければならない。	
3 放射線管理第2課長は、原子炉が計画外停止したときは、放射性物質の施設外及び施設内への放出の有無を確認し、NSRR管理課長に通報しなければならない。	3 放射線管理第2課長は、原子炉が計画外停止したときは、放射性物質の施設外及び 施設内への放出の有無を確認し、NSRR管理課長に通報しなければならない。	
4 NSRR管理課長は、第1項の措置及び確認を行ったとき並びに前項の通報を受けたようは、研究信仰連盟技術が長、原子信力に技術者及び控訟完合課長に通報しなけ		「佐乳安全細長」の隣致
たときは、研究炉加速器技術部長、原子炉主任技術者及び <u>施設安全課長</u> に通報しなければならない。	たとさは、切允炉加速鉛技術部長、原子炉主任技術者及び <u>面質保証課度</u> に題報しなり ればならない。	を「品質保証課長」に移管
5 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。	5 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。	するため
第46条 ~ 第59条 (省略)	第46条 ~ 第59条 (変更なし)	
第7章 ~ 第8章(省略)	第7章 ~ 第8章 (変更なし)	
別表第1 ~ 別表第26 (省略)	別表第1 ~ 別表第26 (変更なし)	
 別図第1 ~ 別図第5 (省略)	別図第1 ~ 別図第5 (変更なし)	